

固定資産税の納付額証明書発行業務の廃止について

本町では、毎年申告の時期に併せて、主に事業所得の経費（租税公課）算入にかかる固定資産税の納付額証明書を発行していましたが、令和5年度（令和4年分）以降の確定申告等に使用する納付額証明書の発行業務を廃止します。

■今後の対応

- ・納付額証明書の発行は行いません。
- ・事業所得（農業・営業等）及び不動産所得の申告に伴い固定資産税額の算定が必要な方は、6月に発送している納税通知書及び課税明細書、もしくは税務住民課等で発行する名寄帳証明書（手数料 200 円）を基にご自身で計算してください。
- ・計算方法等、その他ご不明な点がございましたら税務住民課までご相談ください。

■計算方法

$$\text{事業に使用している固定資産の課税標準額} \times 1.4\% \text{ (税率)} \\ = \text{固定資産税租税公課に算入する固定資産税額}$$

【例】 農業者の場合

種類	課税標準額	備考
田・畑	874,568 円※	土地
農業用倉庫	550,874 円※	家屋
農業用機械	1,674,521 円※	償却資産
合計	3,099,963 円	千円未満切捨

合計課税標準額 3,099,000 円 × 1.4% = 43,386 円（百円未満切捨）

租税公課に算入する固定資産税額 43,300 円

※同一名義人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計が、免税点（土地 30 万円・家屋 20 万円・償却資産 150 万円）未満であれば課税されません。

また、固定資産税の未納がないことが前提となります。

問合せ 税務住民課 ☎ 72-1128

令和6年(2024年)4月1日から「相続登記の申請」が義務化されます

相続や遺贈によって、不動産（土地や建物）の所有権を取得したことを知った日から、3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。



相続登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



詳しくは、「法務省ホームページ」を検索

法務省 所有者不明



お問合せ先：熊本地方法務局不動産登記部門

☎ (096) 364-2145 音声ガイダンス「2」

所在地：熊本市中央区大江3丁目1-53



相談

年金相談

希望される方は事前予約が必要です。
日時 1月13日 午前10時～午後3時
場所 千寿苑
問合せ 熊本東年金事務所
☎ 096-1367-2503
【音声案内①②を押し、山都町年金相談予約とお申し出ください】
健康ほけん課 ☎ 72-11295

助成・支援

子宮頸がんワクチン定期接種の機会を逃した方の接種費用の助成について

町では、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がんワクチン接種を任意接種として行った方に対して接種費用の助成を行います。

- 対象者
- ①平成9年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた女子で令和4年4月1日時点で山都町に住所があること
 - ②16歳となる日の属する年度までに定期接種において3回の接種を完了していないこと
 - ③17歳となる年度の初日から令和4年3月末までに子宮頸がんワクチンの任意接種を受け実費を負担したこと
- 補助対象経費 医療機関に支払った実費（最大3回接種分まで）に相当する額を支給する。
- 申請に必要な物
- ①子宮頸がんワクチン接種費用申請書
 - ②その他接種記録、費用の支払がわかる書類の提出が必要で、申請受付期限 令和7年3月31日まで
- 対象者に該当する方は、お早めに相談・申請ください。
- 問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-11295

お知らせ

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学は、4月入学生を募集しています。学力試験はなく、書類による選考のみで入学できます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。卒業すれば学士の学位を取得できます。出願期間は、第1回は令和5年2月28日まで、第2回は3月14日までです。資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学熊本学習センターまでご請求ください。また、下記QRコードからもご請求できます。



問合せ 放送大学熊本学習センター
☎ 096-1341-0860

熊本県最低賃金が改定されました

改定額 時間額853（令和4年10月1日から）この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。詳しいお問合せは、熊本労働局又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

問合せ 熊本労働局労働基準部賃金室
☎ 096-1355-3202

「三不運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！
政治家の寄附を求めない！ 受け取らない！

政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を求めるとも禁止！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会の多いシーズンです。

そこで、この機会に皆様に改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のからまない政治の実現、選挙の

公正の確保を目指す「三不運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。皆様一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

なるほど！選挙「寄附の禁止」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

